

市民後見人 養成研修事前説明会

あなたも市民後見人になりませんか？

【 市民後見人とは 】

市民後見人養成研修を受講した市民のこと。成年後見制度でご本人を支える後見人等には、弁護士や司法書士などの専門職が担うことが多いですが、ご本人の身近な立場で支援ができる「市民後見人」は年々増えています。

■ 日時

令和6年7月29日(月)
10:00~11:30

(9:30~受付開始)

■ 場所

瀬戸内市総合福祉センター

(瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1)

参加費
無料

先着
30名

申込締切
7月23日(火)

【 成年後見制度とは 】

認知症や障がいにより判断能力が十分でない人のために、家庭裁判所で任命される「後見人等」がサービスの契約や費用の支払い、預貯金の管理などを行い、住み慣れた地域で安心した生活ができるように支える制度です。

「市民後見人ってなにをするの?」、「市民後見人として活動したい」、「私にもできるのかな」と思われた方!!!

まずは市民後見人養成研修の事前説明会に参加してみませんか。

※養成研修は10月から開催予定です。



ぜひ一緒に
活動しましょう♪

お問い合わせ・申込先

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会
権利擁護センター ほっと♡せとうち

〒701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 862 番地 1

電話番号：0869-24-7711 FAX：0869-22-1850

E-mail：kenri@setouchisyakyo.or.jp (担当：天野・山本)



こちらからの
お申し込みも可能です！